

体罰でのしつけをしていませんか？

子どものためを思っている「しつけ」。そのしつけが体罰になり、児童虐待ともとれる事案が多数発生しています。11月は児童虐待防止推進月間です。今行っている行動が正しい行動なのか、この機会に考えましょう。

子 子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活のサポートを目的とするしつけ。その思いが、時に暴力を伴った体罰になってしまっている場合があります。

体罰などが繰り返されることで、心身の成長や発達に悪影響を与える。このことは、科学的にも明らかとなっています。

暴力では、子どもの人格や才能などを伸ばすことはできません。どうすれば良いのかを言葉で説明したり、見本を示したりするなど、本人が理解できる方法で伝えることが大切です。

体罰によらない子育てのための 3つのPoint!

Point 1 肯定文で分かりやすく、ときには一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、何をすべきかを具体的に肯定文で、落ち着いた声で伝えると伝わりやすくなります。「一緒に○○しよう」とやり方を示したり教えたりするのも効果的です。

Point 2 良いこと、できていることを具体的に褒める

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとってうれしいだけでなく、自己肯定感を育むことにつながります。結果ではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。

Point 3 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける

相手に「自分の気持ちや考えを受け止めてもらえた」という体験によって、子どもの気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。



虐待かもと思ったら



いちはやく

児童相談所虐待対応ダイヤル **189**

子育てに悩んだとき

児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

子ども家庭支援課 ☎382-9140

子どもの成長に悪影響を与えるDV

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

主にパートナー間で、殴る・蹴るなどの身体的な暴力や罵倒・無視などの精神的な暴力、性行為を強要する性的な暴力など、家族内で行われる行為をDVと言います。

子 子どもの目の前で、夫婦げんかや家族に対して暴力を振るったり、暴言を吐いたりすることを「面前DV」と言います。近年、増加傾向にあり、問題となっています。

面前DVは、子どもの心に傷ができる心理的虐待に含まれます。

DVを我慢するのではなく、解決に向けた第一歩を踏み出すことが大切です。一人で悩まず、関係機関へ相談してください。

一人で悩まず相談を

鈴鹿警察署 ☎380-0110 (代表)

子ども家庭支援課 ☎382-9140

三重県配偶者暴力相談センター ☎059-231-5600

みえ性暴力被害者相談支援センターより ☎059-253-4115

DVというと、パートナー間のDVに目を向けられがちですが、子どもの目の前で行われる暴力や暴言により、子どもの心は傷ついています。また、子どもに対する虐待が日常的に行われ困っているといった相談や通報が日々警察にも寄せられています。

警察では、速やかに児童相談所に通告するほか、犯罪に当たる場合は、児童を保護する観点から適切な事件化に努めています。

今後子どもたちが安心して笑って暮らせるまちを目指していきます。

三重県鈴鹿警察署 生活安全課
あらかわなおひこ
課長 荒川直彦さん



今回の特集へのご意見・ご感想は

子ども政策課 ☎382-7661 ☎382-9054 ✉ kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp
子ども家庭支援課 ☎382-9140 ☎382-9142 ✉ kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp